

農業委員会だより



横手市

横手市農業委員会ホームページ
<http://www.city.yokote.lg.jp/>
横手市ホームページ「各課別で探す」から
「農業委員会事務局」でご覧ください。



菌床しいたけの市場人気を先取り

横手市平鹿町浅舞の青年農業者佐藤新悟さんは、6年前から菌床しいたけ栽培に取り組んでおりますが、昨年、地域のしいたけ栽培農業者4人とともに、農事組合法人アグリピースを立ち上げ、佐藤さんは経理を担当することになりました。

これまでの秋冬中心の栽培から、移動棚と空調施設の導入により、季節を問わず肉厚で菌ごたえがあり、市場性の高いしいたけの生産を目標にしております。

「一年を通じて、質・量・価格の安定した栽培と、透明性のある経理で健全な法人経営を目指したい」と意欲を見せていました。

目次

- 集落営農情報
=参加要件等を緩和=…………… 2
- 農地の売買・貸し借り・転用は許可を受けてから！… 3
- 国が支える 安心が大きくなる
特集 農業者年金…………… 4
- 農業者年金Q&A …………… 5
- 農業委員活動日誌…………… 6
- 編集後記…………… 6

集落営農情報

参加要件等を緩和

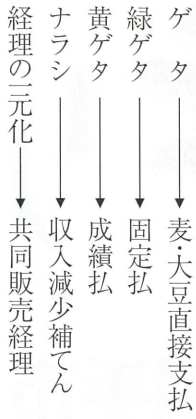
昨年度からスタートした「品目横断的経営安定対策」は、生産者の声をもとに、今後、地域の実態に即して見直しを行うこととなりました。また、名称を「水田経営所得安定対策」に変更し、生産者に分りやすくしました。

その見直しの内容についてお知らせします。

市町村特認制度の創設

面積要件の原則や特例に該当しない農業者でも、「地域水田農業ビジョン」に位置付けられている地域の担い手については、市が定めるガイドラインにより水田経営所得安定対策に加入できるようになります。（4月から実施）

用語の変更



交付金の早期支払

固定払交付金（緑ゲタ）、麦の成績払交付金（黄ゲタ）の交付時期の前倒しを行います。

手続きの簡素化

各種申請書類について、見やすく記入しやすい様式に変更となります。また、加入2年目以降は、あらかじめ必要事項を印字したものを農業者へ渡すため、加筆修正で済みます。

申請時期の集中化

加入申請について、米、麦、大豆に合わせて一定時期（4月1日から6月30日まで）に集中して行えるようにします。なお、前年秋に申請していた秋麦も合わせて申請できるようになります。

法人化、さらに延期可能

法人化に向けて努力してきたものの、予定期日までに法人化できなかった場合でも、5年の範囲で延期して、再び法人化に取り組むことができます。

主たる従事者の目標農業所得額

集落ぐるみの共同出役型の集落営農組織など、主たる従事者の特定が難しい場合は、候補者の人数を定めればよく、目標農業所得額は市の基本構想に定められている額を目標とすることもできます。

水田経営所得安定対策 Q&A

Q 水田経営所得安定対策に入れない農業者は、一切、米価下落対策の対象から外れてしまつて、米作りができなくなるの？

A 米価下落対策として、水田経営所得安定対策加入者には収入減少影響緩和対策があり、また、この対策に加入していない農業者には平成21年度までの措置として稲作構造改革促進交付金（稲構）があります。

Q 野菜、果樹、畜産等で営農を行っている人も、4ha以上ないと補助金等の支援が受けられない？

A 水田経営所得安定対策は、米、麦、大豆の水田農業を対象としており、野菜、果樹、畜産等については、従来どおりこの対策とは別の品目別の対策が講じられ、経営面積要件もありません。

Q 産地づくり交付金（転作助成金）も、水田経営所得安定対策に加入していないと受け取れないの？

A 産地づくり交付金は、生産調整を実施している農業者であれば、水田経営所得安定対策に加入していなくても受け取ることができます。

20年度 加入申請・支払スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
加入申請	年度はじめに一本化			市町村特認申請								
支払時期			(ナラシ) 収入減少補てんの交付	(緑ゲタ) 固定払交付金交付						(黄ゲタ) 成績払交付金交付 (麦)	(黄ゲタ) 成績払交付金交付 (大豆)	

農地の売買・貸し借り・転用は許可を受けてから!

農地は農業生産の基礎であり、国土の保全に係る多面的な機能を併せ持つ資源です。優良農地の確保と効率的な利用を図るため、農地の移動は農業委員会の許可が必要となります。自分の農地だからといってかたてに売買、貸し借り、転用することはできませんのでご注意ください。

ここでは、目的別の要件についてお知らせします。

農地を売買、貸し借りする場合

農地法第3条による許可申請

申請要件

農地の取得世帯で耕作面積が申請地を含めて50アール以上ないと申請できません。

自分の農地を転用する場合

農地法第4条による許可申請

転用目的に農地を取得する場合

農地法第5条による許可申請

まず、事前に確認してください!

農振農用地区域内の農地は転用できません。このため、転用の予定がある方は事前に地域局産業振興課で確認してください。

農用地区域内の場合、農振除外の申請を行い、除外された後の転用申請となります。

非農地状態が続いているため

地目を変える場合

非農地証明願

申請要件

申請地が何らかの原因で非農地となつてから20年以上経過していて、再び農地として利用される可能性もなく、容易に農地への回復も困難であると認められる場合に限られます。

貸し借りを止めたい場合

農地賃貸借に係る合意解約の届出

届出要件

解約する場合は、お互いの合意が必要です。

申請手続きの場所は、農地が所在する地区の地域局産業振興課です。



申請添付書類の登記簿謄本や公図の写の交付を受ける場合、横手市は管轄する法務局の支局が2つあることから、土地の所在により申請の支局が違いますのでご注意ください!

土地の所在
増田地区
十文字地区

↓

住所 湯沢市田町二丁目6番38号
電話 0183(73)2450

秋田地方法務局湯沢支局

土地の所在
横手地区 平鹿地区
雄物川地区 大森地区
山内地区 大雄地区

↓

住所 横手市本町2番9号
電話 0182(32)5153

秋田地方法務局横手支局

国が支える安心が大きくなる

特集

農業者年金



農業者の皆さん、老後の生活への備えは十分ですか。

このような不安を解消するため、農業者年金があります。

農業者年金は、少子高齢化に即応した農業者の公的年金です。また、農業者が積み立てした原資とその運用益により、生涯にわたり年金が受けられる「確定拠出型積立方式」です。

こうした優位性のある農業者年金に、是非とも加入していただきたく、資格やメリットなど疑問にお答えします。

こんなにかかる老後生活

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気になる場合もあります。

高齢者世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額26万4千円です。(平成15年農林水産統計)

国民年金だけで十分ですか？

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額6万6千円、夫婦あわせて月額約13万2千円です。

実態的にも国民年金だけでは十分といえず、老後の生活を自分で準備する必要があります。

そのための農業者年金です。

☆老後の備えは国民年金にプラス農業者年金で！



☆年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！

☆あなたの老後生活への備えは十分ですか？



加入資格は

○20歳以上60歳未満の方で

○国民年金第一号被保険者であり

○年間60日以上農業に従事している方

この3つの要件を満たせば
どなたでも加入できます

6つのメリット

○農業従事者なら広く加入できます

配偶者や後継者など家族農作業従事者も加入できます。

○積立方式で安定した財政運営を行います

将来受給する年金原資は、自らが積み立てする方式とし、少子高齢化の進展にも対応でき、長期に安定した制度になりました。

○保険料に手厚い国庫補助(政策支援)があります

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、月額2万円の保険料の内1万円、6千円又は4千円が国から補助されます。(年齢制限有り)

○保険料を自由に選択できます

保険料の国庫補助(政策支援)を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位でご自身のライフプランにに応じて選択できます。

○税制の優遇措置を利用した節税効果があります

保険料は全額社会保険料控除の対象となり、支払われる年金にも、公的年金等控除が適用されます。

○80歳保証付きの終身年金です

加入者や受給者の方が80歳以前に死亡した場合には、80歳まで受け取るはずであった年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。



Q 農業者年金制度の目的と効果は何

A 食料の安定供給を確保するためには、農業の担い手を確保することが重要です。また、農業者の生涯所得の充実を図り、農業を職業として選択し得る魅力あるものとしていく必要があります。

Q 他の同種の制度と比べ新制度のメリットは何?

このため、担い手が「老後生活の安心と安定」を展望しながら、農業生産活動に従事できるよう積立方式による新しい年金制度が創設されました。

A 積立方式が採用されたことにより、給付される年金等は自らが積み立てたものであるため、加入者受給者比率に左右されない安定した制度です。また、公的年金の二階建て部分に対

し、唯一、国庫補助がある公的年金制度です。

Q 積立方式は、なぜ安心なの?

A 平成13年までの農業者年金の財政方式は賦課方式であったため、年金給付に必要な費用を「その時々々の現役世代」の保険料で賄う方式でした。しかしながら、受給者数に比べ現役世代が大きく減少したことに伴い、年金財政は悪化しました。このため、新制度の財政方式が積立方式に改正されたものです。

Q 厚生年金並みの年金にするためには?

この方式は、将来の年金給付の原資は、加入者「自ら」が積み立てておく方式なので、その時々々の加入者に左右されません。このようなことから、積立方式の新制度は、長期的に安定した制度です。

A 会社を退職した方は、基礎年金と厚生年金の二つを受給できます。しかし、農業者は、厚生年金部分を自分で手当てしないと、国民年金(基礎年金)のみの受給となります。

会社員並みの年金を受給するためには、国民年金に上乘せすることが必要です。そのための農業者年金です。

Q 農業法人の構成員は加入できるの?

A 農業法人の構成員で、法人により給料が支払われている場合で被用者年金(厚生年金)に加入しておりますと、農業者年金に加入できません。

ただし、農業法人の構成員であっても、その構成員が国民年金第1号被保険者で、厚生年金に加入しておらず、農業に従事(年間農業従事日数60日以上)をしている6歳未満の方であれば加入することができます。

農業者年金は、農家の皆さんの将来を支えるため、農家だけが加入できる制度です。日本の将来など、誰も予測できないことですが、今から十分に蓄えていくことが必要であり、そのための農業者年金であることをご理解ください。

**農業者年金への加入内容
申込みやお問い合わせ
については、
JA又は農業委員会へ**

将来の年金額は、運用成績によって変わります。

将来の年金は、それまでに積み立てた保険料とその運用成績によって変わります。これは制度が長期に安定する最新型の年金方式です(確定拠出型)。例えば、将来の運用成績が3%だと仮定すれば、年金額は次の表になります。

農業者<積立>年金・年3%で試算した場合の予想される受け取り年金額(毎月2万円を掛けた場合)

加入年齢	加入期間 (60歳まで)	保険料総額	65歳からの年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
			男性	女性	男性(86.8歳まで)	女性(92.1歳まで)
55歳から	5年	120万円	7.9万円	6.9万円	173万円	187万円
50歳から	10年	240万円	17.2万円	14.9万円	374万円	404万円
40歳から	20年	480万円	40.2万円	35.0万円	876万円	947万円
30歳から	30年	720万円	71.2万円	61.9万円	1,551万円	1,677万円
20歳から	40年	960万円	112.8万円	98.1万円	2,459万円	2,657万円



農業委員会は、地域の農政を推進するため、様々な取り組みを実践しています。

ここでは、これまでの農業委員会活動について、お知らせいたします。

フルーツラインを水仙で美しく

平成19年10月20日、増田町半助地区と平鹿町醍醐明沢地区の広域農道・雄平フルーツライン沿いの果樹遊休農地に、水仙の球根を植え付けしました。

この事業は、県平鹿地域振興局農林部が主体となり、果樹遊休農地の解消を目的に平成17年度から継続し、今回が2回目の実施です。当日は、総勢80名（地域住民、県、市、農業委員会、JA関係者）が参加し、約7アールの農地に三千三百個の球根を植え付けしました。4月、5月には、

広域農道を行き交うドライバーなどの目を昨年以上に楽しませるであろう水仙の開花が今から楽しみです。



半助地区の植え付け風景

転作や年金加入をまなぶ

1月30日、農業委員会総会後に農業委員会研修会を開催しました。

研修の目的は、農政の現状を把握するとし、転作の拡大で水田農業の将来を見すえた「地域水田農業活性化緊急対策」と、老後にどう備えるなど「農業者年金制度」を題材に、新制度に対する理解を深めました。現在、日々諸政策が変化している中、農業委員会も情報の収集と提供を基本に、農業者の農業経営の安定につなげていくための取り組みを強化してまいります。

食事が基本、心身の健康

横手食育見聞録

作文・図画コンクールを実施

2月、市内小学5年生を対象とした横手食育見聞録作文・図画コンクールの審査会が開催されました。このコンクールは、市の「食と農」

からのまちづくり事業と共催し、農業体験や農作物に対する思いを作文・図画にしていたいたいたたものです。今回、作文が302件、図画が369件の応募があり、審査結果は次のとおりとなりました。農業委員会では、「食育」の必要性和重要性を認識し、「健康で豊かな人間形成と食糧自給率の向上」に向け、このコンクール作品を広く活かしてまいりたいと考えております。

作文の部

最優秀賞

木村 真 由さん（朝倉小学校）

優秀賞

- 赤川 周さん（横手南小学校）
- 佐藤 結さん（旭小学校）
- 佐藤 友 香さん（黒川小学校）
- 沢村 夏 希さん（金沢小学校）
- 佐藤 龍太郎さん（植田小学校）

図画の部

最優秀賞

高橋 怜 美さん（横手南小学校）

優秀賞

- 島田 直 哉さん（横手南小学校）
- 富永 高 帆さん（朝倉小学校）
- 藤原 圭さん（黒川小学校）
- 三船 由 貴さん（大沢小学校）
- 近 晃 子さん（植田小学校）

編集後記

私達日本人は、昔から、米、味噌、野菜を食べて生きてきたが、戦後「日本の食生活は間違っている。ご飯を食べると頭が悪くなる。パンを食べましょう。もっと肉を食べましょう」と国を挙げて欧米系の食事を勧められた。その結果、子供達の身長は伸びたが、体力の無い子供、切れる子供が増えてきた。どうい子子供が切れるのかインターネットで調べたところ、肉が好きで野菜が嫌いな子供、甘い物が好きな子供、おふくろの味を知らない子供達である。つまり、日本古来の食物を食べない子供達である。健全な子供達を育てる為、国を挙げて「米、味噌、野菜を食べましょう」という啓蒙運動をしなければならぬと思う。

情報策定委員

雄物川地区 辻田 與五郎

全国農業新聞

発行日 毎週金曜日
購読料 1ヵ月600円
申込み先 地域局産業振興課又は農業委員会事務局まで！

